

当クリニックは日本経済産業省ならびに米国ハワイ州保健局の「指定検査医療機関」として認定されております。

日本からハワイに渡航する方は、日本を出発する72時間以内にハワイ州保健局の「指定の検査機関」にて、厚生労働省により承認されているPCR検査を行い、ハワイ州保健局が指定する陰性証明書（英語）を提示すれば、ハワイでの14日間の自己隔離が免除されます。ご旅行前にこの英語の陰性証明書の準備が必要です。なお5歳以上のお子様は検査を受ける対象となっています

- 日本を出発する72時間以内に新型コロナウイルス感染症の検査を受診
 - ハワイ州保健局指定の医療機関にて厚生労働省認可のPCR検査を受診
 - ハワイ州保健局が指定する陰性証明書の取得（特殊な用紙に記載されます）
- ※ハワイ州指定外の陰性証明書を持参した場合は、14日間自己隔離の免除の対象とはなりません。

[新型コロナウイルスの陰性証明書を用意 - ハワイ州 新型コロナウイルス情報サイト \(allhawaii.jp\)](http://allhawaii.jp)

なお、ハワイ到着後に空港で検温を受け、出発前に用意したハワイ州の「Safe Travels Program (State of Hawaii - Safe Travels)」に登録した、ハワイ州トラベル&ヘルスフォーラムのQRコードをパスポートと共に提示する必要がありますのでご用意ください。

検査費用はPCR検査+ハワイ州指定の陰性証明の用紙代金を含め自費となります。価格はお問合せください

※当院ではクリニック来院後、医療機関の管理のもとで検体（唾液）採取をさせていただきます。採取マニュアルに準じており、自宅採取は不可となります。

予約方法

現在、お電話での予約のみとさせていただきます。

（今後、検査希望者数が多くなれば、ネット予約やメール予約も導入予定です）

TEL：06-6167-6065（担当：三堂（みどう））（直通）

TEL：06-6958-5150（代表）

医療法人永紡会